

令和8年度技術開発機会創出・促進事業業務に係る質問に対する回答

整理 番号	項目	回答
1	<p>【仕様書 4 (2)】</p> <p>動画制作にあたり、県から提供可能な資料はあるか。</p>	<p>受注者には、動画制作に必要な範囲で県が保有する資料を提供する予定と しています。</p> <p>現時点で想定している資料は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の完成イメージ図（パース等） ・現庁舎（長浜庁舎および彦根庁舎）ならびに過去の施設の写真 ・施設概要資料 ・沿革に関する資料 ・機器に関する資料 ・技術支援業務等の概要資料 <p>ただし、提供資料の内容については、著作権その他の権利関係ならびに県 の保有状況等を踏まえ、契約締結後に協議の上決定します。</p>
2	<p>【仕様書 4 (2)】</p> <p>職員や関係機関の出演・撮影協 力について、県との協議・調整 や紹介支援を受けることは可能 か。</p>	<p>各業務の場面については、県職員による出演および撮影協力を予定してい ます。具体的な出演者、撮影内容および日程については、契約締結後に協 議のうえ調整します。</p> <p>また、動画制作上必要と認められる場合には、関係機関や支援先企業等 について、県から候補先の紹介および調整に協力する予定です。ただし、撮 影協力の可否については、各関係者の意向によるものとします。</p>
3	<p>【仕様書 6 (9)】</p> <p>動画公開後、受注者が制作実績 として業務名・発注者名・サム ネイル・動画URL等を自社媒体 に掲載することは可能か。また、 その条件は何か。</p>	<p>動画公開後において、受注者が自社の制作実績として、業務名、発注者 名、動画のサムネイル画像および公開済み動画のURL等を、自社ウェブサ イト、会社案内、提案資料等に掲載することは可能です。</p> <p>ただし、掲載内容が県の信用または品位を損なうおそれがある場合、第三 者の権利を侵害するおそれがある場合、または県が非公開とすべきと判断 した情報を含む場合は認められません。</p>
4	<p>【仕様書 6 (13)】</p> <p>新庁舎の撮影可能エリアや具体 的な撮影時期は、受注後の協議 で決定するとの理解でよいか。</p>	<p>機器や設備移設の進捗状況、施設運営上の都合等により、撮影可能な時期 およびエリアが制限される場合があります。</p> <p>具体的な撮影可能エリア、撮影日時および撮影条件については、受注者決 定後に県と協議のうえ調整するものとします。</p>